

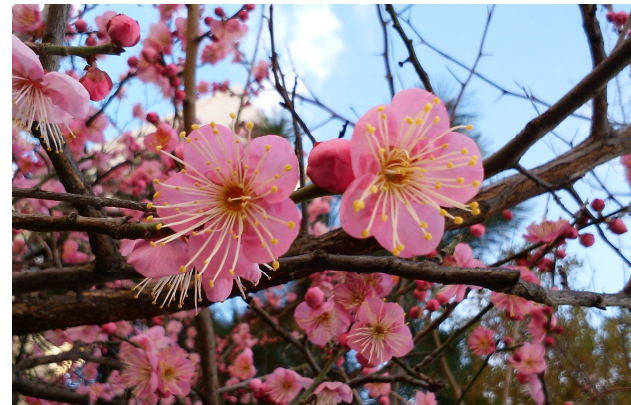


# 事務所だより 3月号

西田成希税理士事務所

浅春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

3月に入り確定申告も佳境に入りました。さすがに、私もこの時期は忙しいです。自宅兼事務所となっていますので、朝から夜遅くまでエンドレスで仕事できてしまいます。これは、良し悪しですね。少々寝不足です。こんな弱っているときに長男がインフルエンザに罹りました。こちらとしては、うつされてはたまりません。「栄養補給(?)をしなくては」と、2月は間食月間となってしまいました(^\_^;)。先月号で「腹筋ローラー」なるものでダイエットの記事を書きましたが、せっかくのダイエット(トレーニング)が台無しです(:\_;)。少しお腹が絞れてきたかなあ、と思っていたのに、栄養補給(間食!)でおやつを食べるので、元通りになってしまいました。この事務所だよりを作成している今も、目の前に「ポッキー」と紅茶があります(ちなみに今は午前1時…(^\_^;))。ああ、確定申告が終わったときにはどうなっていることやら(やつれて痩せて見えるかもしれません…)。



さて、私の大学講師も3月末でいよいよ終わりです。大学に行くのも教授会と卒業式のあと2回となりました。2月終わりに少し早めの送別会を開いてくれました。写真の雛飾りは、送別会の会場にあったものです。久しぶりに七段飾りを見ました。お内裏様とお雛様、三人官女、五人囃子、あれっ?後の人達は…?ひな祭りは「ひなあられ」目当てでしかなかったもので…。また、調べてみます。では、事務所だより3月号をお送りします。季節の変わり目です。体調にはお気を付けてください。



## ☆ お知らせ (平成 29 年 3 月の税務)

期 限	項 目
3月10日	▶ 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	▶ 前年分所得税の確定申告
	▶ 所得税確定損失申告書の提出
	▶ 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
	▶ 確定申告税額の延納の届出書の提出
	▶ 個人の青色申告の承認申請
	▶ 前年分贈与税の申告
	▶ 国外財産調書の提出
3月31日	▶ 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
	▶ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
	▶ 1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

## ☆ 国税のネット公売に「極真館」

滞納された税金を徴収するために差し押さえた財産を国税が売る「インターネット公売」で、昨年のロックバンド「黒夢」に続き、今度は全国に空手の道場を運営する「極真館」の商標権が出品されました。インターネット公売に出品されるのは土地や家屋といった不動産が最も多く、次いで車や貴金属類などが多数を占めますが、世間によく知られた「名前」が連続して出品されて話題を呼びそうです。

「極真館」関連の商標権を出品したのは関東信越国税局。「空手道極真館」「極真武道館」「極真空手道連盟極真館」など 5 つの商標権が、それぞれ見積価額 53 万円で出品されました。商標権を競り落とした人は、その名前をさまざまなサービスや商品に利用することができます。

極真館は公売情報の公示を受け、ホームページ上で「お詫び」を発表したうえで、「各分野の専門家を通じて最善の策を講じてまいります」と権利の買い戻しに意欲を示しました。

極真空手は空手家の大山倍達氏が創始した流派で、大山氏の死後、複数の団体に分裂。今回商標権を手放した極真館以外に、格闘技イベント K-1 に参戦した有名選手らを擁する「極真会館」や、世界各地で大会を開催している「新極真会」などがあります。

皆さま、いかがですか？入札に参加してみます？でも、買ったはいいけど後が怖いような…(^\_^;)。

## ☆ セルフメディケーション税制が開始

ドラッグストアなどで買える市販薬「スイッチ OTC 薬」の購入費が年 1 万 2 千円を超えた場合に税負担が軽減される特例制度「セルフメディケーション税制」が今年 1 月から始まりました。薬局で買った薬の領収書に印がついているのに気づきましたか？

セルフメディケーションとは、軽い病気などの場合に、すぐに医療機関にかかるのではなく自ら市販薬を購入するなどして健康管理を促すという意味です。国内では高齢化により医療費など社会保障費の増大が続いており、政府には国民が自ら健康増進を図る取り組みを後押しする狙いがあります。平成 33 年末までの時限措置です。

スイッチ OTC 薬とは、医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された有効成分を含む医薬品のこと。対象薬は、かぜ薬や鎮痛剤など 1555 品目（昨年 12 月末）に上ります。税負担の軽減対象になるには、購入した際のレシートなどを保管し、翌年に確定申告する必要があります。分かりやすいように、購入時のレシートには商品名の横に「★」や「セルフメディケーション税制対象」などと記載されています。家族の年間購入額が 1 万 2 千円を超えた場合に、最大 8 万 8 千円までを課税所得から差し引くことができます。ただし、健康診断や予防接種など健康

増進に向けた取り組みをしていることも条件で、単純に医薬品を購入するだけでは制度の恩恵は受けることはできません。この点、ご注意ください。

課税所得が 400 万円で、制度の対象となる医薬品を年 2 万円購入したケースでは、下限額である 1 万 2 千円を差し引いた 8 千円を控除することができます。その結果、所得税（国税）は 1,600 円、個人住民税（地方税）については 800 円の減税効果となります。

これまでも医療機関への通院費や入院費の自己負担額や、市販薬の購入費用などが年 10 万円を超えた場合の医療費控除の制度はありました。医療費控除制度と今回のセルフメディケーション税制は併用できません。どちらか一方を選択して適用します。まずは、薬局での領収書を保管しておくことと、健康診断や予防接種をしていただいで、セルフメディケーション税制の選択ができるようにしておいてください。

## ☆ アメリカでビックリの納税

アメリカで、貨幣 30 万枚で自動車にかかる税金を支払った男性が話題を呼んでいます。米・バージニア州に住む男性がそのような「暴挙」に出た理由は、行政の怠慢に対する抗議だとい

男性は昨年 9 月に新車を購入し、その際、複数の郡にまたがって 4 つの家を所有していたため、車両をどの地域で登録して消費税を納めればいいのか疑問を持ったそうです。そこでコールセンターに電話をかけて陸運局につないでもらおうとしたところ、1 時間かかってもつながらなかったため、男性は情報公開制度を利用して陸運局への直通番号を入手しました（まず、これがすごいですね！）。しかし直通番号に電話をしたところ、返ってきた答えは「あなたがこの番号に直接かけることは許可されていません」という言葉のみでした。

何度もかけ直したあげく望んだ答えをもらうことができたといいますが、行政の硬直ぶりに憤りを感じた男性は、課せられた税額約 3 千ドルを、すべて「硬貨」で支払うことを決めたそうです。12 月 11 日の午前 9 時に陸運局に運び込まれた小銭は 29 万 8745 枚で、職員はそれを数えるのに翌日の朝までかかったとのこと。

男性が重さ 702 キロにも及ぶ小銭を「納税」するのにかかった費用は、人件費が時給 10 ドル×11 人分、5 台の手押し車 400 ドル、その他の経費に 440 ドルほど、結局約 34 万円の税金を納めるために、約 11 万 5 千円をかけることになったそうです。さすが、アメリカというところでしょうか。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488